

議案第68号

訴えの提起について

不当利得の返還等の請求に関し、下記のとおり訴えをさいたま地方裁判所に提起し、又は和解するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議決を求める。

令和6年2月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

1 事件の概要

(1) 相手方 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○ ○○

(2) 事件の要旨 上記の者は、入院病棟における夜勤を行う看護職員の配置について、施設基準を満たしていないにもかかわらず療養の給付に係る診療報酬等を不当に受給し、定められた期日が経過しても返還せず、督促に応じなかったため、診療報酬等の返還等を求めるもの

2 請求の趣旨

(1) 相手方に対し診療報酬等の返還等を求めるもの
(2) 相手方に対し訴訟費用の負担を求めるもの

3 訴訟遂行の方針

(1) 上記の者から診療報酬等を全額返還する旨の申入れがあり、かつ、その履行が早期に見込まれる場合は、和解するものとする。
(2) 第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。